

都市問題パンフレット

NO32

財団法人
法團

東京市政調査會

東亞同文書院教授

馬場 鋤 太郎

上海市の沿革とその特殊性



上海市の沿革とその特殊性 目次

上海港繁榮の特殊性……………	一頁
上海港繁榮の人的原因……………	二
上海港繁榮の地理的原因……………	六
貿易交通上に於ける上海港の地位(ハ)……………	
二、上海港の重要性……………	一〇
イ、金融中心地としての重要性……………	一〇
ロ、商業中心地としての重要性……………	一三
上海貿易に對する列國勢力比較(四)……………	
ハ、工業中心地としての重要性……………	一五
ニ、文化的中心地としての重要性……………	一七
ホ、國際都市としての重要性……………	一八

三、上海の行政	10
イ、公共租界 (The Shanghai International Settlement) 區域	10
上海租界の特色 (一).....租國法 (三).....租界の機關 (三).....納稅者會議 (三).....土地委員 (三).....理事機關 (五).....租界の權能 (六).....財政 (七).....越界道路區域 (External Roads Areas) (七)	
ロ、佛國租界 (La Concession Française en Shanghai)	11
ハ、支那側區域	11
四、結 言	12

022482

上海市の沿革とその特殊性

馬場 鞏 太郎

一 上海港繁榮の特殊性

世界に於ける獨立國約六十の殆んど總てを相手として上海港が今日の如く全支那對外貿易額の一半以上を占め、更に長江流域を其直接の背景として同流域對外貿易の九割内外を掌理すると共に、人口大約三百六十萬人を包擁し、然かも世界約四十箇國の各國民、各人種を網羅し、所謂國際都市として異常なる發達を遂げ、財政、商業、工業及文化の諸點に於て全支那の指導的地位を獲得するに至つたに就いては遠く八六〇餘年の永き歴史を關し、一八四三年の開港後に於ても尙ほ對外貿易港として約九十有五年の歴史を有して居る。

而して今より約八百六十餘年前、即ち宋の熙寧七年(一〇七四年)に初めて上海の地名が與へられた以前の上海の地は、華亭海の名を以て呼ばれ、其後二百數十年を経て、元の至元二十九年(一二九二年)縣城となり、地方的小都市として稍々繁盛を見、殊に元が都を北京に奠めて江南の貢米を北運するに當り、上海が其中心となりて船舶の輻輳を見たことは、上海の繁榮に非常の貢獻をなしたものである。唯だ上海の繁榮前に於て此の江南の地に相當

の繁榮を持つて居た港として吳淞江（現時の蘇州河）上流約二〇哩の地に青龍鎮があり、更に揚子江岸には瀏河口があつたが、青龍鎮は吳淞江に於ける泥沙淤塞の爲め、又瀏河口は瀏河淤塞の爲め共に其繁榮を上海に奪はるゝに至つたのである。

而して其後明の嘉靖三十二年（一五五三年）には上海縣城の城壁が築造せられたが、此は倭寇の被害を防禦する爲めであつて、上海が經濟的に發展して富裕と爲り、海賊の害が激しかつたことを物語るものである。其後明末より清に至り上海は漸次發達したが、當時は海禁の爲め海外貿易は廣東一港に限られ、僅かに密貿易が行はれたのみで、海禁の緩んだ後とても開港を見る迄は、二―三の外國旅行者の注意を惹いたことがあつたに過ぎなかつた。

斯くて上海は其開港當時に於て既に沿岸及内地貿易の中心地であつたのみでなく、所謂戎克航海によりて發達した小規模の外國貿易地であつたが、然し上海が今日の如く偉大なる繁榮を遂げた基礎は、一八四二年の南京條約に基き其翌年開港された以後に在りて、且つ支那に於ける最初の條約港として選ばれた理由は、從來より既に支那の貿易中心地を成せしと、一は又將來大發展を望み得べき地理的事象に恵まれて居たが爲めではあるが、然かも亦之が繁榮の中心は租界に在ることを忘れてはならぬ。

而して上海港發展の原因に就きては吾人は便宜上人的原因及地理的原因の二に大別して説述するを便とする。

イ 上海港繁榮の人的原因

上海港繁榮の中心は租界に在るが、租界繁榮の原因は第一に租界の設定、更に之に次ぐ長髮亂時支那避難民の租界内殺到並に爾後に於ける國內不斷の擾亂が、支那の富豪をして租界内に安住の地を求めしめたにある。

而して英租界は一八四五年初めて土地章程（Land Regulation）が出来たに始まり、其後幾度か面積を擴張した、又佛租界は一八四九年に設定され之亦其後に區域を擴張した。更に米租界は其の初め米國が租界設定の交渉に失敗したが、一八四八年米教會監督「ブーン」(W. J. Boone)が吳淞江（今の蘇州河）北の沼草地を借りて住宅を建造し米國旗を掲げたに起源を發し、長髮亂時には英租界と共同動作を執つて居たが、一八六三年に英租界と合體して外人租界（Foreign Settlement）が成立し、次で一八九九年現名に改められて完全に所謂公共租界（International Settlement of Shanghai）となつた。又佛租界も一八六一年佛工部局を設立する迄は英米兩租界と共同行政の下に在つた。

而して長髮賊の亂時支那避難民の租界内殺到が上海繁榮の一動機を爲したことは既述の如くであるが、一八四五年の土地章程では支那人の租界内雜居を認めては居なかつた。従つて長髮賊が廣東、廣西から起り破竹の勢を以て長江沿岸に迫り、又上海に於ても劉麗川を首領とする亂徒が長髮賊に策應して擾亂を醸したが爲め、支那人避難民の租界内に殺到せる時も、各國領事は此等避難民により租界内に盜匪、賭博、阿片吸飲等の惡風の横行するを憂ひ支那人の租界内雜居を禁止するの方針を採り、唯だ工部局のみが財源の關係上積極的禁止政策に出でなかつたのみであつた。然し長髮賊の起りてより其賊將洪秀全が一八六四年に自殺する迄十數年に亘りて十數省の都會と云ふ都會は殆んど兵火に傷められ、江浙兩省では上海のみが、それも租界内のみが安全であつた。蓋し租界の中立或は諸外國が一團となりて防備に當つたが爲めで支那人に對し租界のみは常に安全なりとの感を與へたことは言ふまでもなく。

従つて各國領事の禁止方針にも拘はらず、一八六二年末の上海人口は約百十萬人と稱せらるゝに至り、英租界のみにても五十萬人に達したが、此等は上海が内亂の爲めの避難地として變態的な發展を成したものである。然し兵亂が済んでからは避難民等は家郷に歸る者が多く洪秀全自殺の翌年一八六五年には公共租界の支那人は約九萬人、佛租界では四萬五千七百人に過ぎざるに至り、急激に寂しさを來したのであつた。

以上の如く上海の租界は、其當初は外人の専用區として支那人の雜居を禁止する方針であつたが、戰亂を恐るゝ避難民の殺到するを抑止することも出来ず、且は人道に從來の方針を固守し得ざるに至り、一八五四年の土地章程では支那人の租界内居住を公認したばかりでなく、却つて歓迎するの方針を採つた。

爾來上海は、支那國內戰亂の勃發毎に支那四民好箇の避難所となりて今日の大を致したもので、其繁榮は支那國內に於ける一般的な經濟的混亂の反映である。殊に革命後國內不斷の擾亂は、上海地方に於ける貿易商工業の發展に伴ひて一層人口の激増を見たのであつて、此等の事實は一般支那民衆が租界外の危險に彼等自らを暴露するよりも、寧ろ外人保護の下に租界内に居住することの安全を無制限に承認し、更に租界の經濟的魅力及改善されたる生活狀態を享有し得ることが、一層支那人の租界内選擇に拍車を加へたのである。

尤も上海が今日の如く支那全體の經濟的生活の中心たる迄に發展を遂げた所以のものは、後にも述ぶるが如く、其地理的狀態の優秀なる點に在ること勿論ではあるが、然し又上海以外の他の開港地とても同様の長所を有し、或は寧ろ上海以上の地理的長所に恵まれて居るものもある。然るに上海がそれ等の競争港を壓倒して今日の大を成した所以は公共租界及佛租界に於ける外人政治と其特別資格が上海に與へた安全保障に基くもので、若し

外人租界が南京に設定されたものとせば、恐らく上海は今日の大を成すに至らなかつたかと思はれる。

猶ほ上海は租界内ばかりでなく、租界外の或隣接區域に於て工業の大發展を見て居るが、之が原因の一は保護の範圍が租界の實際的境界より多少擴張されて居るが故である。換言せば租界内に存在して居る安全より生ずる幾多の利益を享有して居る地域のあること、更に又黃浦江碇泊の外國軍艦が租界内に於ける商工業の中心地と同様に、對岸に在る浦東の重要な工業施設を保護し得る地位を有して居ることは「フィータム」氏も其報告書 (Report of Hon.^{ble} Mr. Justice Feetham, C. M. G. to the Shanghai Municipal Council) 中に力説して居る所であり、且又越界道路に對し與へらるゝ警察の保護も、租界に近き中國側地區に於て工業の發達した主要原因であつて、殊に租界隣接區域に於ける支那側の警察は、租界警察の佳良なる實例により統率上刺激を受けるが爲め比較的良好なるは言ふまでもなく。

猶ほ上海港の繁榮に就いては、以上の外今一つの人的原因として上海港の成長が幾多困難に打ち克たんとする人間不斷の努力の記録たることに注意せねばならぬ。即ち上海港は水淺き曲折せる黃浦江に臨み揚子江との合流點より十四、五哩の上流に位して居り、更に揚子江それ自體は水運上極めて厄介なる大沙洲 Fairy Flat があつて、地理的には極めて不利の位置に在る。尤も市そのものゝ中心は黃浦江の西岸、蘇州河の合する處に在りて蘇州及杭州に通ずる運河に連絡するも、上海附近には鑛産物も、燃料も、水力も、木材も、石材も無い。更に地表より約一千尺の底に於て漸く岩床を持つ泥地の上に於て、高さ三百呎餘の鐵筋コンクリートの建築物が列んで居る世界の一大國際都市が發達したのであつて、今日異常の發達を遂げた上海も約三〇年前迄は幾度か港將來の盛

衰が論議せられ、黃浦江水路に於ける泥土の堆積及揚子江口沙洲の堆積による非常の惱みを有して居り、支那海關の大建設者「ロバート・ハート」(Sir Robert Hart)すらも、上海將來の繁榮を豫見するを得ず鎮江又は他の河港が上海の繁榮を奪ふべしと思慮し、一八七五年吳淞附近に於ける黃浦江口沙洲淺渚の計畫が議せられたる當時彼は之が淺渚は上海最後の日を華々しからしむると言ふこと以外に何等の意味もなく、上海の運命を延ばすことも、商業上の死滅を排除することも出來ず、唯だ其傾き行く月日に對し幾分の活力を表示して終末を告げしむるに過ぎずと述べたのであつて、人間不斷の努力が上海港繁榮の一基礎を爲したことを忘れてはならぬのである。

ロ 上海港繁榮の地理的原因

前述の如き人的原因に加ふるに、上海港の位置及其背後地との關係が貿易港として中部支那に於ける一大集散市場たらしめ、且は世界貿易交通上に於ても上海港が大連、香港との鼎立の關係に於て優位に在ることは上海港をして今日の繁榮を遂げしめた重要原因であつて、殊に上海と其附近の地勢は全く平坦であつて、幾多の河川溝渠が縱横して沖積層は深く、地質頗る豐饒なるのみならず、最も近距離の丘陵まで約二十哩を隔てて居る。従つて上海と浦東とを隔つる黃浦江が、現時尙未だ架橋連絡なきを除きては、都市的膨脹を妨ぐる何等の自然的障礙でもない。然かも此の地理的位置に因ることは永久的であるが故に、自然上海將來の發展をも想像するを得べく一七五六年既に活動基點としての上海の價值が英國東印度商會の代表者により指摘されたのも尤もである。尤も「ロード・アムハースト」(Lord Amherst)が一八三二年此地を訪問するに及んで寧波附近の舟山列島に心を惹かれたが、結局上海が開港された。蓋し上海が支那の玄關であり、中部支那商業上の門戸として揚子江の咽喉部を扼せるが故で、一八四三年に上海を訪問した「ロバート・フォーチュン」(Robert Fortune)も其著 "Three years' wandering the Northern Provinces of China" に於て上海の長所と國內貿易の中心たるに至つた重要性並に將來對外貿易の中心地として有望なる旨を述べ、幾年ならずして廣東港と競争し遙かに之に優越する重要地方たるべきを強調して居る。

背後地との關係 而して上海港と其背後地との關係を見るに、揚子江三角洲の面積は大約五萬方哩、人口約五千萬人は直接上海の恩恵に浴するものであるが、更に揚子江は流程三千二百哩、流域七十五萬方哩、舊支那本部面積百五十三萬方哩の正に一半を占め、其本流々域六省のみにても面積約五十四萬方哩、住民約二億、支那全人口の一半に近く、又世界總人口の十分の一を占めて居る。此等多數住民の生産又は需要する物資及旅客の移動は、流域地方鐵道網の發達未だ云ふに足らず、陸路の交通も最近自動車道路の開通せるもの少なからざるに至つたと云へ今尚ほ極めて不便なるが故に、大部揚子江水路の航運に依頼して居る。即ち上海は此等豐饒なる流域に對する唯一の Natural Outlet であつて、斯の如き人口稠密せる地方の商業交通が僅か一本流及其支流のみに山りて托せられつゝあるは世界に其比を見ない。同時に又廣大なる背後地を控えて世界中でも上海程に多くの人間に役立てる港は他に稀れである。殊には鐵道網の發達が不充分なりとは云へ、鐵路南京に至る三百一十軒更に南京より鐵路蕪湖及其背後地に達し得るに至り且蘇州嘉興間鐵道の連絡をも見るに至つた。杭州に至る百九十軒であつて、揚子江三角洲南半に於ける主要都市を連ね、加ふるに杭州よりは浙贛鐵道に連絡し得ると共に南京にては所謂首都輪渡により浦口に於て津浦鐵道に連絡して濟南、天津、北京に通じ、最近には鐵道聯運の完成によ

り上海港の商勢は益々擴大しつゝありて、且つ廣大なる背後地に於ける交通の發達、資源の開發は現時尙ほ購買力及生産力の低き揚子江流域二億住民の生活程度を向上せしめ、需要の増大と相俟ちて貿易の進展を期待し得る。

貿易交通上に於ける上海港の地位

海岸線の延長大ならざる支那に於ても商港所在に繁榮し、上海以北では天津、芝罘、青島等があり、上海以南では寧波、福州、廈門、汕頭、廣東等がある。又長江流域では鎮江、南京、蕪湖、九江、漢口等の諸港がそれ／＼物資の集散を掌つて居る。尤も長江流域の諸港は海を距ること甚だ遠く冬季減水期には大船を溯航せしむるに適せざるも、然かも長江は上海、漢口間約六百哩、冬季少なくとも八呎十吋、夏季増水時には二十八乃至三十呎の水深を有する良水路であり、漢口上流は夏季更に約八百哩の航路を特殊建造の船舶により溯行するを得、幾多の支流も亦概して百哩或はそれ以上民船又は小蒸汽船の航行に適し此等各支流の江口に位する河港は、上海出入の貨物を集中する補助的役割を演じつゝあるが故に、世界の開港中、上海の如くに需要供給に關する潛勢力ある地域を擁するものは少ない。

而して天津、寧波、福州、廣東も亦河港として繁榮せるもので、共に水道淤淺の爲め汽船の入港に多くの障礙がある。唯だ天津が北支大平野の門戸として商勢範圍比較的廣きも、之とても河港としての發展は容易でない。寧波は又浙東に局在して背後地は狭小に過ぎ、福州亦沿岸貿易港として漸く現狀を維持するに汲々として居る。此の他廣東港は南方の巨埠で、外國との通商も早く開け、廣東三角洲を中心として稍々廣大なる背後地を控ゆるも、水道淤淺の障礙があり、特に香港の勃興は全く其繁榮を奪はれ、最近粵漢鐵道の全通を見たが、少なくとも黃埔築港の完成せざる限り將來非常の發展は期待し得べくもない、然かも黃埔築港そのものの完成も至難であ

る。以上の外、海港として芝罘があるが、山東の一角に僻在し、奥地との交通が不便である。又青島は鐵路運輸の便はあるが、農業地方からの距離稍々遠きに失し、天津及漢口が北支大平野及揚子江平野の一端に在るに比して劣り、且つ大連に近く、將來異常の發展を期待すること困難である。斯くて上海香港間の諸港は背後地及吃水等の自然的制限により主として兩港間の沿岸貿易に限られ、又上海以北は北支那地形の關係上、青島港の稍々優位なるを除きては、深水港を有する能はざるが故に北方の貿易も亦勢ひ上海に集中せねばならぬのであつて、上海は巍然として全國商港の首位を占め、之が勁敵には北に大連、南に香港がある。即ち從來支那の對外貿易は略ぼ南中北三港鼎立して其覇を爭ふて來たのであるが、大連及香港は其位置が偏在し、且つ河道の奥地に通ずるものがない。然るに上海は正に南北兩洋の中權を把握し、廣大なる揚子江流域の咽喉部を扼し、其位置の優越にして背後地の豐饒且廣大なるは、到底大連等の比肩し得べきでない。斯くて上海港は東洋及支那の海運中心たるの地位を占め、支那沿岸及内河航路の基點なるは勿論、更に二大海洋道の逢合點に在る、即ち一道は日本へ、それより太平洋を渡りて北米に通ずる、他は又南に伸びて新嘉坡へ、それより印度を経て歐洲に達する。

要之、上海は他の港よりも日本に近く、北米へ、又歐洲への大汽船航路の要港として適切なる地點に位し、且つ廣大なる中部支那の未開の資源を控えて居り、外國人が指導的地位に立ちて商工業の發展に貢獻して來たばかりでなく、租界が内地に於ける幾十度かの擾亂に際して支那人の好箇の避難處となり、此の安全感が支那の混亂を外に、繁榮せしめたのである。尤も今次日支事變の上海附近への擴大は、租界周圍に於ける商工業地帯の壊滅により各種商工業の發展を阻止し、之が復興は容易のことではないが、然し上海港が今日の如く支那全體の經濟的

生活の中心たる迄に發展を遂げた所以のものは人間不斷の努力の記録たることを忘れてはならぬが、然かも又地理的状態の優越せるに因るのであつて、此の地理的原因是永久のあり人爲的原因の如くに時に危機に瀕するものではない。殊には又租界を中心とする上海の特別資格換言せば、租界の外人政治により與へられて居る安全と、支那官憲の干渉より免れ居ること、更に詳述せば外人租界の設定、完美せる租界行政制度、關係列國の有する治外法權及列國が必要時租界内に各自の軍隊を駐屯せしめ得る事實の四點により財政的にも、商業的及工業的にも重要根據地と爲り、各種の生産物資が安全に上海港を經由して、輸移出入され得ることが、上海をして支那全國經濟生活の中心たらしめた所以であり、同時に又文化の點に於ても重要な役目を果しつゝあるのである。従つて今次の事變により上海港の發展が永く阻止せらるべきものではない。之れには上海をして將來永久に戰禍より免れしむる方法、例へば上海自由市の設定とか、停戰協定區域の擴大とか、或は又租界の擴大強化とか適當なる處置が具現する曉は、禍を轉じて幸と爲すを得、支那軍國懲の聖戰に實果を結ばしむるに至るべしと思惟されるのである。

二 上海港の重要性

上海の重要性は財政、商業、工業及文化の四點に於て重要な役割を爲し、支那全國經濟生活の中心たることに存し、延びては國際都市としての特色を有して居ることにある。

イ 金融中心地としての重要性

商工業上に於ける上海の重要性は勢ひ金融關係に於ても全國の總匯たらしめて居る。而して上海が金融業の中心として役立つて居る範圍は、中部及北部支那一帶に及び此等區域内に於ける條約港所在の銀行は殆んど大部分の營業資金を上海に仰いで居る。又爲替中心地として支那南北の商業地は彼等の間の勘定を上海により決算せられて居るのであつて、支那貿易の一半が上海を經由し、關稅收入も全收入の一半に達し、且つ巨額の紙幣が上海の銀行により發行されて居る事等は、財政的中心地としての上海の重要性を物語るものである。従つて内外銀行は上海に集中して居り、民國二十四年の全國銀行年鑑に據るに、支那側新式銀行の本店數は香港及滿洲國內のものを含めては居るが全數百五十九行、支店及出張所數一千百八十八所ありて、其内上海が本店數に於て六十行全國銀行數の三八%に達し、上海に本店なき銀行の支店、出張所のみにては百二十八行、全國總數の一一%を占めて居るが、若し上海に本支店を有する銀行の支店、出張所數を見る時は、其數八百六十五所、實に全國の七三%に達して居るのであつて、上海が支那全國金融の總匯たる所以を物語るものである。

(上述の統計は滿洲國內の銀行をも含むものであるが、全國銀行年鑑の示せる數字では、滿洲國內には銀行本店は一行もなく、支店及出張所數三千四所を算するのみで、其百分比に於て上海に影響ある所は極めて僅少である。)

更に上海に於ては幾多の外國銀行支店が開設せられて居る。此等の銀行は、其初期に於ては自國商人に對する援助により貿易の圓滑なる促進を圖るのが目的で、其活動は専ら商業的作用にあつたが、其後輸出入貿易の増進に伴ひ業務の擴張されたことは勿論、更に一八九四年以後は日清戰後に於ける列國政策の變異に伴ひ政治的にも非常の活動を爲し、各種利權の獲得に其注意を向けたが、最近即ち大體一九二七年以來は支那側新式銀行の顯著な

る發展により相當の影響を受け、殊に從來非常の勢を以て流通せし外國銀行券が殆んど其影を沒した。此等は外國銀行勢力の衰微を示す最も顯著の例である。尤も外國銀行の擁する巨大なる資本により尙ほ依然として大勢力を保持しては居るが、少なくとも一般外國銀行の政治的活動が阻止されたことは近來の一特色である。而して上海に於ける四十九の外國銀行が、其資本額の中、何程を上海に於ける活動の爲め使用しつゝあるかは不明であるが、此等銀行の大部分は支那側銀行に比し隨意に使用し得る資力を多分に保有するの事實は之を認め得るのであつて、現在支那側銀行にして一十萬元以上の資本を擁する銀行は中國、中央、富滇新銀行の三行に過ぎないが、外國銀行に於ては十九行を算する。加ふるに此等銀行は其活動の範圍が従前に比し著しく縮小せられたとは云へ、自國商業上の勢力擴張を目的とし其勢力信用は遙か支那銀行の追及し得ざる所である。殊に支那の富豪は外國銀行に預金するを常とし、上海市通志館の發表に據るに、或筋より傳へられたる一説として滙豐銀行への支那人預金者中、二千萬元以上の預金者五名、一千五百萬元以上二十名、一十萬元を預金するもの百三十餘名に上ることである。固より一風説に過ぎないが、支那富豪が外國銀行に預金する習性を有する一端を窺ひ得る。猶ほ「フィータム」氏の報告に據るに、一九三〇年當時に於て上海に在る支那側舊式銀行は約七十を算したが、舊城内に在るは僅かに四乃至五に過ぎない。此等の事實は租界が其特別資格により與へる安全性を感受することによるもので頗る意味深いものがある。換言せば租界制度の存在が上海の財政的地位に對して重要な役割を演じつゝある譯けで、從來より支那側の唱へて來た租界の回收其他急激なる租界制度改革問題の如きは此の一事を以てしても實現さるべきものではない。同時に又最近南京陷落前に傳へられた支那側銀行の南京移轉の如きも之が實

現の際は支那全國に亘る金融業に對し不幸なる影響を及ぼしたであろうことは確實である。

□ 商業中心地としての重要性

上海は支那に於ける最も重要な製造工業の中心地ではあるが、然かも其主體は商業であつて、上海今日の繁榮は全く商業都市としての資格に依る。而して商工業が上海に集中した原因は、人的原因が重要な要素を爲せること勿論であるが、然かも地理的長所に依る所も頗る大である。殊に支那の海岸諸港と其他の揚子江沿岸諸港及日本其他香港間には僅かに三―四の近海航路船による交通が直接行はれて居るに過ぎないが故に、太平洋斷航貿易の大部分は上海を通過する。従つて上海港總貿易の約四〇％は *Reeports Business* である。又關稅收入から見ると、一九三一年に於て上海は支那海關總收入の五一％を提供し、一九三三年には五四％に達して居る。蓋し國民政府が、北京よりも此の收入源を有する上海港近くの南京に首都を奠めたことの有利なるは明白である。又上海の對外貿易額は歐洲戰爭後の如き急激なる増加を見たこともあるが、大體に於て十年毎に倍増して居るが、其全支那對外貿易總額に對する上海對外貿易百分比は大體一九一二年迄は常に三〇％以内であつたが、其後年々増大し、一九三二年には四三％に上り、一九三三年には五三％、一九三四年には五六％に達し、爾來年々近似の百分比を示して居るのであつて、最近二―三年間不況たりしを除いては先づ堅實なる基礎の上に發展して來て、全支對外貿易の一半以上を占め、又長江流域十二港の對外貿易に於ける上海の地位も常に全貿易額の九〇％内外を占めて居る。而して上海輸入貿易の五〇％は長江流域諸港に再移出せられ、其割合は大體に於て漢口下流諸港に二〇％、漢口に一七％、漢口上流諸港に一三％を配布されるものと見ればよい。此他民船によりて行はる

内地貿易も又頗る重要であつて、上海の民船貿易は一九三〇年には一億七千萬に達したと謂はれ、一九三三年中に上海に出入した民船隻数は六萬一千四百一隻で、五〇％は上海、江北間を往來し、約四〇％は浙江省方面との連絡である。

斯の如く支那に於ける商業が上海に集中せられて居る關係上、商社其他各種の商業機關も亦上海に集中せられ、上海に於て輸出入業に従事する外人商社の數は一九三〇年末に於て六百六十五ありて、八千八百五十人の外國人と、大約六萬の支那人を使用して居り、此等外國商社の外、實に多數の支那人商社の存在するや言ふまでもない。從つて又海上及火災保險會社の數百九十六を算した（一九三〇年十二月十七日上海英國商業會議所報告）。

上海貿易に對する列國勢力比較 次に商業上に於ける上海港の重要性を説き終るに當り上海貿易に對する列國勢力比較を考察することも無駄ではない。一九二二年から一九三一年に至る十箇年間の平均を見ると、對上海貿易に對する列國の割合は米國二五％、日本一七％、英國一四％の順位であつた（香港の對上海貿易を全部英國の貿易と見る時は英國が第二位に上り、日本は第三位に落ちる）。而して一九三四年に於ては上海輸出入貿易總額大約八億七千萬元中、其約六割弱は日米英獨四箇國に於て占めつゝありて、米國第一位を占めて二六・五％、日本は一四・五％で一葉帶水を隔つるに過ぎないにも拘はらず遙かに米國に劣り、僅かに英國（一一・五％）の壘を摩するのみで、獨逸は六・五％である。然し列國の對上海貿易振り、換言せば英米等の對支貿易が如何なる程度にまで上海貿易に其中心を置かを見る時は、約十年程前までの例では（一九二四年一九二五年一九二六年の例）英國は對支貿易總額の四三乃至五〇％が對上海貿易であり、米國は常に六三乃至六四％を對上海貿易に傾倒して居り、一九三一年の例では米

國七三％、英國六二％に對し日本（臺灣を含む）二九％に過ぎない。即ち日本の對支貿易が上海に集中せられて居る程度は、從來滿洲國の獨立前迄は對支全貿易の三〇％弱に過ぎずして、其大部を北支及滿洲に傾注して居たのであつて、假令數字上は米國に劣り、又英國と大差はないとしても差して悲觀すべきではない。然し又揚子江流域が支那に於ける産業貿易の中心地たる點より見て、日本の對上海貿易も戦後は益々發展して米國の壘を踰るに至らんことを切望するものである。因みに一九三四年に於ける列國の對支貿易總額に對する對上海貿易百分比は米國六八・九％、英國六一・二％、日本五一・三％であつて、日本の對上海貿易百分比の増大せるは滿洲國の獨立せるに因るものである。

ハ 工業中心地としての重要性

上海が全支那工業の中心地たる關係上、支那に於ける新式工業發達の段階は、即ち上海に於ける工業發展の段階を爲すものであるが今は之が説述を省略する。而して上海は既に支那に於ける最も重要な工業都市となりて、國內の分配は勿論、外國輸出品としての多量の工場製品をも生産して居るのであつて、劉大鈞の“Industrial Development in Shanghai”に據ると、一九三四年に於ける工廠數四千二百三十四（動力使用二千五百七、人力使用一千二百五十二、不明四百七十五）に達し、其使用人數三十五萬四千四百六十六人（男工十七萬四千八百四十九人、女工十四萬四千九百四十人、幼年工一萬五百六十五人、年傭徒第二萬四千百十二人）に上つて居るが、幼年勞働者の數が一萬人以上に達し比較的多きは、上海のみならず支那一般の習慣で、之が原因は經濟的及社會的事情の爲め早く幼年者を仕事に送り出すこと並に教育的便宜のなきことであつて、特に經濟的原因が主である。而して上海及其附近に於ける各

種産業發展の狀況は、海關報告に於ける土貨出口總數により其大體を窺ひ得る。即ちそれに據るに、一九〇四年に於ける土貨出口總價格約一億二千萬元に過ぎざりしものが、一九一四年には一億二千七百萬元、一九二四年には一躍五億七千六百萬元に上り、最近一九三一年には約八億七百萬に達して居る。

猶ほ上海工業の列國勢力比較に就いては稍々舊記録に屬するが、嘗て上海市政府社會局長潘公展が一九三〇年十月十日の新聞報双十節特別附録に發表したものである。それに據るに、當時上海に於ける工場數一千五百以上の中、其國籍別は支那人所有一千四百四十一、日本人所有五十六、英國籍三十二、米國籍十六、佛國籍七、其他十九であつて、支那工場數が遙かに大ではあるが、其投資關係は支那の一億三百餘萬元に對し、日本一億四千五百餘萬元、英國六千六百餘萬元、米國一千百餘萬元、佛國六百餘萬元等の順位で總計約三億三千萬元中、支那側投資額は全投資額の三分の一に過ぎない。而して又各國の一工場當りの平均投資額は日本は約二百六十萬元、英國二百三十萬元、米國四十萬元、佛國九十萬元であるが、支那側の平均投資額は僅かに七萬元で、日本の平均投資額の三十分の一に過ぎないと述べて居る。蓋し工業が強大なる金融により後援さるゝものたる以上、支那人工場が外人工場と競争することの困難なのは當然で、單に技術經營上の問題のみではない。

猶ほ上海に於ける工業の將來に就いては、先づ支那に於ける工業の發展性につき一言する必要がある。而して支那の工業は、製品の販路を主として國內市場に求め得るものであつて、比較的小資本を以て經營するを得、且つ機械力に對して比較的多くの人力を利用し、天然資源特に農産品を原料とするものでなければ、原則として其發展性を認め得ないと思はれるが、此等の諸條件に適合する工業は、綿業、製絲業其他製粉業等であつて、此の

點は現在迄の上海に於ける主要工業に就いても充分に窺ひ得る。殊に工業都市上海の分野に於ては棉と絹が地方的集中の可能性ある最重要のもので、今日まで上海の工業活動は周圍の事情に適應し、市場に近く、又輸入材料が容易に得らるゝものにつき發展して來た。従つて他の地方に於て原料が一層容易に手に入れ得る工業に於ては、上海の生産活動は、それに比例して地方的に分散されるものと思はれる。

二 文化的中心地としての重要性

揚子江平野は現代支那の政治的、文化的、工業的並に商業的中心を成し、眞に支那大陸の指導的地位にありて、上海を初めとし、武昌、漢口、南京、鎮江、蘇州、杭州等幾多の重要都市が存在して居る。尤も都市集中の地方たるに拘はらず住民の三分の二は農民ではあるが斯の如く多數重要都市の集中する現象は支那の何れの地方にも見得べからざる所で、従つて教育的中心を成して文化進み、富豪も最も多く各種企業の勃興を見、生活標準も亦他地方に比し頗る高く、善惡共に西歐文化の影響を受けること最も顯著である。而して此間上海は揚子江平野第一の大都市として支那の玄關を成し、其の文化的意義も非常に重大なるものがある。即ち教育機關に就いて見ても、支那に在る大學、專門學校等主要の教育機關は其半數以上が揚子江平野地域に集中し、更に上海が其中心地であつて、將來共に新支那の主要なる智識上の玄關として重要さを維持すること必然である。而して一九三四年五月現在に於て全國公私立大學四十一校中、上海には十校を算した外に、聖約翰大學及若干の獨立學院があり、又全國專科學校は國立、省立、私立を合し百四校中、二十四校は上海に集中し、更に全國中等學校三千四十七校中、上海に在るもの百四十一校に上つて居る。而して又學齡兒童（滿六歳より十二歳まで）の就學率は、全國學齡兒童就

學率が二二・一六%たるに對し、上海(特別市)は五〇・四四%(男子五九・三九%、女子三五・五二%)に達して居る。

ホ 國際都市としての重要性

前述の如く上海港が支那に於ける經濟的生活の中心を成し、殊には支那隨一の外國貿易市場である關係上、其國際的色彩も自ら極めて濃厚である。勿論外人居住者の多きことに於ては、必ずしも上海に指を屈せなくとも哈爾濱、其他にも多數の外人居住者がある。又外人租界の設定も他に幾多の例がある。然し數十箇國の外人が雜居して世界人種の「パノラマ」たる點は先づ上海に指を屈せねばならぬ。即ち公共租界工部局の市勢調査の數字が示す如く、租界の外人々口は四十三以上の國籍別がある。尤も英國人と印度人、米國人と比律賓人と稱するが様に同一國の臣民又は公民たるものがあるが故に、國籍に依らずして國家に對する服従を標準とする時は、三十五箇國に類別するを得、其中日、米、白、伯、英、丁、佛、伊、和、諾、葡、西、瑞典、瑞西の十四箇國が治外法權を行使して居る。然し吾人は國際都市上海の重要性を居住外人の雜多なることによりて見ようとするものではない。

それよりも上海が支那國內の一部でありながら其國の主權が及ばず、外國勢力が露骨に表面化して居る點を重視するもので、特に之を支那に於ける外國投資の地理的分布に於て、上海の重要性を考察するのより以上意義あるを認むる。而して支那に於ける外國投資の問題に就ては「レーパー」(F. Remer)の「Foreign Investment in China」に於て比較的權威ありと信じて得る研究が得られる。即ち一九三一年末に於ける外國投資總額三十二億四千二百五十萬米弗に對する地理的分布は、上海三四・三%、滿洲二七・一%、其他の支那一八・一%、分類せざる額一九・八%である。即ち、支那に於ける外國投資の關係から見た上海の重要性は滿洲國の獨立前に於ては、外國投

資の三分の一以上、十一億一千二百二十萬米弗が上海に集中し、滿洲國の獨立した現時に於ては、上海の役割は更に非常の増大を加へたのであつて、滿洲國に對する外國投資額八千萬米弗を控除せば、滿洲國を除ける支那への外國投資額は約二十三億六千餘萬米弗となり、上海の占むる割合は四七・一%、即ち外國投資の約一半が上海に集中されて居る。

猶ほ土地の價格は經濟的及政治的繁榮の信賴すべき標準と看做し得る程、一般の實業的發展と密接なる關係を有して居り、又上海の繁榮も土地價格の騰貴が重要性の一部を持つて居るが、上海港に於て地價の大々的騰貴を見た原因は、地理的及經濟的要素ばかりでなく、租界に於ける外人政治の安全と公共的施設との影響が非常に大である。従つて同じく上海に在りても公共租界及佛國租界内の地價と、越界道路及支那側管轄區域等外界區域内の地價は著しき相違がある。即ち上海不動産所有者協會(The Property Owners' Association)の報告に據るに、一九一二年の革命後上海に對する安全感の爲め支那全國よりの財富が上海に流入したが、當時上海に於ても追ては純然たる支那側自治制が施行せらるゝ虞れのあつた地域では地價は著しく下落し、更に越界道路區域に於ても將來の管轄關係に對する不安等の爲め、主なる不動産會社や外國銀行は、租界外に在る土地を擔保とする貸出を爲さざるに至つた。勿論租界外の支那側區域に於ても過去數十年間に著しき地價の騰貴を見たが、其割合は租界内に比し遙かに低率であり、且つ租界の中心より離るゝに隨ひ低落して居るのであつて、單に租界線を横ぎつたばかりで約二〇%を減じ、純然たる支那側區域に在る土地價格は租界外との理由により四〇乃至五〇%の相違を生ずることである。斯くて租界制度に基く土地の安全保證は上海の殷富繁榮を齎らした重要原因であつ

て、率ゐては上海をして金融的中心たらしめ、巨額の投資を誘致し、上海と其附近は勿論、更に殆んど生命財産の安全保障のない支那の遠隔地方に於ける取引其他に對する根據地を提供し、之により信用を働かすことを得せしめて居るのである。

三 上海の行政

現時上海は相互獨立せる三個の官憲により支配され、各其特別なる法律規定の下に行動する三箇の區域から成つて居る。即ち外人租界（公共租界）と佛國租界及支那側區域とであるが、從來より支那側市政府に於ては公共租界及佛國租界の兩者を特別區域（Special Areas）と稱し、更に越界道路區域があつて此等を總括して大上海（Greater Shanghai）と名づけ居る。蓋し租界回收の意圖によるものである。

イ 公共租界（The Shanghai International Settlement）區域

所謂大上海の都市區域中、近代的发展を成せる部分の大半は、支那側の大上海建設事業の進行して居た今次の事變前に於ても、尙ほ依然として公共租界及佛國租界内に包括され、殊に公共租界は上海の中央商工業區域と近代工場との最多數を集中し、租界區域外にまで著しく工業が發達して居る。尤も此等租界區域外の近代工場と雖も、其最多數は租界線に接近して、西北蘇州河畔に臨むか、或は浦東の黃浦江岸に設けられて居る。

而して公共租界の面積は一八四六年の協定に依り最初の境界が劃定せられて以來、幾度か擴張せられ現時三萬三千五百三畝、即ち五千五百八十三畝、約88平方哩に達して居り、黃浦江に臨む公共租界の沿岸は約六哩の延長を有して居る。尤も該沿岸線は蘇州河によりて二分せられ、東部（虹口及楊樹浦）は租界東境より蘇州河に至る約5哩に及び、西部は蘇州河より佛國租界境界に至るまでの所謂河岸通區域（the Bund Section）である。又租界の廣さは東部に於ては黃浦江岸より境界まで一・二五哩に過ぎないが、河岸通區域では三哩以上の幅員を有する。

上海租界の特色

元來租界と稱する時は、外人居住の爲めに區劃された特定地域を意味し、SettlementとConcessionとの二つがある。即ち廣東其他其後の條約に依り外國貿易の爲め開放された主要の條約港に於て英國其他の列國は當該臣民の通商用住宅用として“Concessions”と稱する地域を獲得して居り、此等の「コンセンション」地域は支那政府より關係列國に貸與された後、列國が右地域を適宜の小區域（in Suitable lots）に區分して其臣民に長期間の借地權（leases）を與へ、時に又他の外人にも與へたのであつて、廣東には沙面に英佛兩租界があり、天津にては嘗ては八箇國の租界が、又漢口にては五箇國の租界（Concessions）があつて、各租界の外人團體は當該租界を保有する外國官憲の下に領事の監督を受けて、各自獨立の權力を執行する別々の市政府を設置した。然るに上海にて採用せる制度は此等とは異なつて居る。尤も英國は當初支那政府より一定區域の貸與を得たる上、追つては之を國有借地（Crown lease）として英國臣民に貸下げんと試みたが、拒絕せられたのであつて、遂に英人が直接支那人地主より土地を入手し得る地域を選定することとなり、土地章程の下に英人で土地を買入れるものは、支那人地主と協定の成立次第直ちに英國領事に報告し、領事は更に支那官憲（道臺）に報じ、支那官憲は右關係英人に對し右領事を通じて永代借地券を發行する。而して此の永代借地券は支那官憲に對し毎年少額の賃借料を支拂ふのであるが、此は支那全土は支那の主權に屬するものたるが故に外人に土地を買却する

を得ず、外人も亦土地所有主となる代りに、借地人として甘んじねばならぬとの理由に基いたのである。

右の如くにして一八四五年の土地章程に於ては、租界内に於ける一切の土地取引は英國領事館に登録するを要し、英國人以外の外人が土地を獲得するには先づ英國領事の許可を得るを必要とした。但し英國官憲は必ずしも之が主張を強要せず、租界内に於て英國以外の外人が土地を獲得し、當該領事館に於て登記するの權利を認め各國領事は自國人の上に管轄權を執行するは勿論、租界全體の事件に對する監督行爲に参加することゝなつた。而して其後米佛租界が相次いで英國租界同様の條件を以て設置され、米租界は一八六三年英租界に合併して單一の市政府が設けられたが、佛國のみは之が合併に承服せず、特別管轄權を保有し、別個の市政制度を設けて專管居留地(Concession)となつた。但し佛租界とても土地は佛國政府に貸與されたものではなく、單に佛國人が支那人地主より土地を買入れ得る地域として設置され、土地の買主は支那官憲により交附さるゝ地券を受取るに過ぎなかつたもので、French Concession なる名稱は正確ではない。斯くて漢口、天津等の租界は、租界地域全體を租界設置國が支那政府より永借し、更に之を各個人に拂下げるものであるが、上海の租界に於ては其特定地域は限定して居るが、其區域内の土地所有權は支那國民の有する所であつて、外國人は之と交渉して永代借地權を取得するものである。茲に Concession と Settlement との區分があるが、右の區別は正確に用ゐ居らざること前述の如くである。

租界法 前述の如く上海の外人租界は、其初め英租界として設定された小區域から漸次發展し、米租界を合併して所謂公共租界となつたもので、支那の他の條約港に存在するが如き幾多個別的租界を以て構成された寄木

細工的のものでなく、單一の自治團體内に各國人を包括し、且つ或一箇國のみの領事に監督權を與へず、租界内に於て代表權を有する各國人を管轄する治外法權國の領事團によりて監督權が行使せられ、外人納稅者年次會議(An Annual meeting of foreign ratepayers)の監督並に外支人議員を有する工部局(Municipal Council)の支配を受けて居る。而して此の工部局は警察、軍隊等相當の勢力を保持して秩序を維持する外、更に個人の自由と權利とを擁護するに十分なる安全を與ふる爲め法律を基礎として權力を賦與された強力なる行政機關を成すもので、其法律即ち租界法には土地章程土地章程附則及諸規則がある外、公共租界が舊英租界を基礎として發達した關係上、英國の慣習法尊重の風よりして慣習法も行はれて居る。

而して土地章程は納稅者會議の議決を経て上海領事團と支那官憲との商議の上、之を決定し、外交團及支那政府により承認せられたるもので、國際條約たる性質を有すると共に、公共租界の根本法である。又土地章程附則は、土地章程に基き市參事會に依りて制定され、納稅者會議、領事團及外交團の承認を経て、其効力を發生するもので、土地章程の目的を、より完全に遂行せんが爲め發せられた補充法であり、更に市參事會が土地章程及同附則の定むる所を實施せんが爲め制定したものが諸規則で、市參事會の機關組織、租界の營造物、警察等に關するものがそれである。

租界の機關 公共租界は其權限を行使する爲め諸種の機關を設け、團體の活動は其機關により行はるゝ。之には團體意思を決定する議決機關と團體意思を執行する理事機關とがある。

議決機關は納稅者會議と土地委員とである。

納税者會議

土地章程に據ると、租界の參政權は、市參事會員の選舉權、被選舉權及納税者會議に於ける投票權であつて、其投票權の要件は租界内に居住する外國人（自然人たると法人たると又男女を問はず）たること、五百兩以上の價格ある土地を永借し、土地又は家屋或は兩者に對する租稅年額十兩以上を支拂ふべきこと、若くは年額五百兩以上の評定家賃に對する租稅を支拂ふ事を要する。即ち一定の納稅額を有する租界内居住の外人は納税者會議の議員たり得るもので、此の會議には年次總會と特別會議とがある。年次會議(The Annual Meeting)に於ては、納税者は決算及豫算の可決承認、年度課稅の許可並に土地委員(Land Commissioner)一名の選舉を爲し、特別會議(Special Meeting)は工部局提出の附則の承認及租界に關する事項につき決議案可決の權限を有して居る。猶ほ支那人は未だ納税者會議に参加するを得ず、支那人のみの納稅華人會があつて、公共租界内に於ける支那人納税者を代表する爲めに組織せられて居る。而して納税者會議出席の所要定數は有權者總數の三分の一を下らざる員數が出席又は代表さるゝことを必要とし、代理投票を認めて居るが、納税者數(有資格投票者)は一九三一年の登記簿に據るに、二千九百六十五人であるが、投票數は投票人が一個人の資格に於て投票する外に、會社、商店の爲め代表人としての投票をも爲し得るが故に、投票數に於ては三千二百四十三票であつた。

土地委員

道路、公園其他公用地の收用に關する事項を決する議決機關であつて、委員の數は三名であるが、一名は市參事會の任命するもの、一名は納税者會議の決議により選任され、更に一名は年額十兩以上の土地稅を支拂ふ租界内の登記土地所有者であつて、市參事會選舉と同日に無記名投票を以て選舉せらるゝものである。凡て任期一箇年で、工部局の有給吏員は土地委員に選任さるゝを得ない規定である。

理事機關

市參事會即ち工部局のことであつて、普通 Shanghai Municipal Council と稱せらるゝが、其正式の名は土地章程にあるが如く Council for the Foreign Community of Shanghai である。但し現在支那人參事會員が工部局に含まれて居るが故に、該名稱は最早事實と一致して居なう。租界の意思を執行する最高機關であつて、其執行は必らずしも議決機關の議決事項のみならず、或範圍内に於て自ら租界の意思を決定して執行する權限を有する。

市參事會は五名乃至九名の參事會員を以て組織され、一九二八年よりは支那人三名が加入し、更に一九三〇年五月に至り五名に増加されたが故に、現時工部局は外人九名、支那人五名、計十四名を以て構成されて居る。而して外人參事會員は支那人議員の參加するまでは常に英國人に於て過半數を占め、米國人は一八五四年以來少くも一名を選出し、一八七三年より一九一四年迄は獨逸人一名が議席を占め、一八七九年より一八八八年までは佛國人及丁抹人が各一名宛居り、一九一四年には獨逸人の代りに露國人が一名居たと云ふ様に、相當變化があつた。而して日本人は一九一六年初めて選出され、露國人は一九一八年以來居なくなり、其後は日英米三國人で占め、米國人は一九一九年以來普通二名、又日本人は一九二七年以來二名に増加し、現時は英國人五名、日米各二名である。工部局參事會員の被選舉資格は、租界内に居住する外國人で、免許手数料を除き租稅五十兩以上を支拂ふ土地所有者又は評定家賃年額一千二百兩以上に對する家屋稅を納付する者たるを要する。而して此の參事會員候補者たり得る被選舉資格ある者は一九三一年に於て投票人二千九百六十五人中、一千四百三十人であつた。

又此等參事會員の任期は一箇年に過ぎないが故に、假令選舉人が再選の意嚮を有すとしても、必らずしも保障的

でなく、繼續性を破壊する一種の危険あるを免れない。

猶ほ參事會員が就任せば、第一次會議に於て議長及副議長各一人を互選するが、此の議長及副議長は市參事會を召集し、其議事を整理し、其決議を執行すると共に、外に對しては市參事會即ち租界を代表するものであつて、議事は參事會員三名以上が出席せざれば開くを得ず。又議事は多數により決し、可否同數の時は、議長に於て其決定權を有して居る。而して市參事會員は、英國の自治觀念の影響を受けて凡て名譽職であるが、事務の複雜となるに及び本業を有する名譽職は單に大綱に與るのみで、實務は市參事會の下に幾多の有給吏員ありて取扱つて居る。

租界の權能

最後に土地章程に據り公共租界の權能を吟味するに、租界は自治軍事權能、自治立法權、自治行政權を有する。即ち工部局は外的活動の爲め義勇團、警察隊、消防隊、刑務所、公共衛生、公共施設及教育に對し各種の機關施設を有して居るが、就中義勇團を有する自治軍事權能は、其最も顯著なる外的活動機關である。蓋し一國家内に存する地方團體にして自治軍事權能を有するが如きは、全く其例を見ざる所であるが、租界が變亂の絶え間なき支那に在る點より見て軍事的保護の必要なるは言ふまでもない。然かも租界は租界設置各國の共同監督下に在りて、諸種の事情の下に十分なる各國の共同的軍事保護を受けることは困難なるが爲め出來上つたもので、之が起源は一八五三年長髮賊の亂が、租界の治安に甚だしき脅威を感じしめ、外人共同防衛の必要を生じたるより義勇團を組織し、租界の守備を整へたにある。又近代國家に在りては權力を以て人民を強制し命令することに依り其の行動を制限することは國家の獨り之に當るべきものとして居る。従つて警察行政權は國家

のみが之を有し、國家の下に在る地方團體は全然自己の警察權を有せざるも、公共租界は租界設置諸國の共同監督下に在りて、統一と敏活とを生命とする警察行政權が租界の自治に委ねられぬ時は租界の秩序維持は困難であり、殊には極めて不完全なる警察しかなかつた租界設置當初の支那、換言せば支那に設置された租界そのもの、沿革より見るも、租界が自治警察行政權を有するは當然である。

此他公共租界は土地章程及同附則を實行するが爲め必要なる諸種の規則を制定する權能を有する。即ち都市生活の安全と保健とに鑑み建築物に關して隨時規則を制定するが如きは其例であり、此他課税、保育行政權を有して居る。

斯くて公共租界は一種の自治體であるが、普通の自治體とは異なり、頗る廣範圍の自治權を有する。尤も租界の監督は第一次的には領事團があり、第二次的に外交團により行はれ、租界設置國の共同監督の下に服するものではあるが、實際に於ては租界行政に對する領事團の交渉は極めて稀れで、其監督は殆んど有名無實である。然かも工部局と支那地方官憲間との仲介者としての領事の機能に關しても、近來支那官憲との交通は、一切領事を經由せざるべからずとの規則より離れんとする傾向を生じて來たのであつて、公共租界の權能は普通の市政機關とは異なり遙かに廣汎で、殆んど國家と選ぶ所がなく、實質上一種の國家と稱するも敢て怪しむに足らないものがある。

財政

一九三四年に於ける公共租界の經常收入豫算は二千四百四十萬元であつて、収入の主なるものは地稅六百九十一萬元、房捐約一千百萬元、執照稅三百萬元、公共及市政事業收入約二百萬元である。又經常支出

は警務處一千萬元、工務處約五百七十萬元で、教育費二百二十四萬元等が主なる支出項目となつて居る。

越界道路區域 (External Roads Areas)

公共租界工部局により築造された所謂越界道路により圍繞せられ

て居る區域を稱するもので、面積四萬七千五百四十畝(畝は約二百餘坪)即ち約七千九百二十三噐、約十二平方哩に達し、其内譯は公共租界の西部に於て四萬五千八百四十畝、北部に於て一千七百畝であつて、工部局が越界道路築造の爲め購入した土地面積のみにても約一千七百四十五畝(延長約四十八哩)に達し、更に工部局の所有に屬するもので、道路を除いた土地面積一千四百八畝がある。長髮賊亂の終期である一八六二—三年頃租界は支那避難民を以て充滿し、其急激なる發展膨脹の爲め租界は西部及北部地域に於て漸次地積を擴張せられたが、當時外人團體中には租界の境外に運動場の開設を希望し、或は競馬場を開設するものがあつて乘馬道路を築造延長した。即ち現在の靜安寺路(Bubbling Well Road)であつて、其後徐家滙路(Avenue Haig)と共に工部局に引繼がるゝこととなり、同時に工部局の管轄權が租界内に限られて居た舊土地章程を改訂して新土地章程が一八六九年に公使團により認可され、之により租界工部局は租界外に向つて越界道路を無制限的に擴張する法律根據が與へられ、租界に於ける全住民の健康、娛樂運動の爲め公用に供せらるべき目的を超えて住宅或は工場設置の爲め、越界道路區域を擴張するに至り、爾來一九二五年越界道路築造の停止せらるゝ迄約六十年間に亘りて道路の擴張が行はれて來たのであつて、越界道路延長約四十八哩中、西部區域四十三哩(約二十一哩は鐵道線内、二十二哩は鐵道線外に在り)北部區域五哩餘である。

而して越界道路區域と稱するも、固より斯の如き區域が正式に劃定せられた譯ではなく、唯だ西北部の租界境

界に接續せる地域を表示する便宜の名稱たるに過ぎぬのであつて、謂はゞ租界工部局が斯かる地域内に越界道路を築造し、之に對し或權力を執行したが爲め、都市的半都市的發展を見、且つ行政方法に關し一種特別の事態が創造されたのである。蓋し越界道路が築造せらるゝや、外國人にして該道路に沿ひて居住するもの漸次多きを加へ一九三〇年には九千五百六名に達して居るが、更に越界道路に沿ひて外人家屋以外に支那人の居住家屋もあり、又租界に接續せる越界道路區域では商工業も著しく發達し、之に伴ひ同道路並に道路に接續せる地域に於ける道路の築造維持の外、警察、公共衛生、租稅賦課等に對する工部局の行政的統制權を執行する問題が漸次重大視さるゝに至つた。而して越界道路區域に於ける工部局警察の出現は、當初道路の破損防止及交通取締の必要を感じたに因るものであつて、理解乏しき農民等が橋梁、地下溝の破壊等道路に損害を與ふること多かりしが爲め、之が保護の必要を痛感され、且は租界内部の發展と附近農民等が彼等の生産物を租界内に搬入することにより租界内外の交通が頻繁なるに至りてよりは、交通整理の要を認めたに因るもので、同時に道路に面せる居住者の保護の爲めにも警察の必要なるは言ふまでもない。殊に一八八四年秋清佛兩國民間の紛擾の勃發により租界附近にも不安を生じ、支那兵の一隊が越界道路に現はれ、靜安寺路居住者に脅威を與へた爲め、從來靜安寺路に配置せる工部局支那人巡查の代りに外人及印度人の巡查を派遣し、佛支間感情の融和後も居住民の切望により存続された。斯くて越界道路區域に於ける公共租界の警察權は支那側との正式協定なくして道路の保護及交通整理の必要より事實上行はれ、時の經過に伴ひ次第に其性質を異にし、内容を擴大せられ、一般警察のみならず、司法警察にまで及び、爾來永年の間默認の形で慣行され、更に居住外人の衛生の爲めには塵芥清掃のことにまで工部局の事業

が擴張され、進んでは居住者の増加に伴ひ課税（公共事業會社の施設を利用する者に對する特別税の納付）の原則が確立されるに至つたのである。

要之、越界道路開設の主要原因は、租界人口の増加及支那側行政の無力の二に歸するを得。従つて又租界行政權の越界道路伸張は支那對外國間の確固たる條約規定に據らずして多くは慣行的のものであるが、然し之により支那人の享くる利益は決して尠少ではない。従つて支那官憲の如きも當初は工部局の土地收用及道路の築造に對しても何等の妨碍行爲に出でなかつたが、一九〇六年以後は公共租界の擴張を防止せんとする意圖の下に、支那官憲は租界の隣接區域たる蘇州河に沿へる閘北地域に工程總局を設けて支那側行政機關設置の運動を開始し、遂に越界道路の警察及課税反對に端を發して衝突起り、教練及紀律の乏しき支那側警察隊と工部局員との衝突が間斷なく行はるゝに至つた。爾來越界道路の警察問題は工部局と支那官憲間の緊争事件となり、遂には支那官憲は工部局の越界道路築造に際し、各地方の地保及地主を威壓して土地の取得を妨碍したが、一九二五年の所謂五卅事件に際しては、當時築造中であつた西部區域鐵道線路外の工部局道路に對し支那官憲の反對を強くし、地方民の態度をも惡化せしめ、同年後半に至りては、工部局は最早道路擴張の土地收得不可能の狀態となりて、豫定道路中には未成道路の放棄を已むなくするものありて、租界擴張は完全に阻止せらるゝと共に、越界道路の築造も中止され、支那は歐洲大戰後盛んになつた利權回收運動に對し成功の第一歩を踏んだのである。蓋し當時支那官憲の考へとしては、租界擴張の要求が、支那人の國民的自覺により阻止せらるゝや、工部局は越界道路を築造することにより租界擴張の手段としたのであるが、租界内の密集を救済する唯一の方法は、租界内外の相違點を一

掃する爲め新たに大上海を創造するにありて、之には外支人の友誼的協力を得る爲め租界附近支那側地域の市政を徹底的に改善するの必要ありとの理由を表看板とし、更に利權回收熱により其企圖が強化され、遂に租界附近地域に於ける行政組織の改善に力を注ぐと共に、一九二七年には上海特別市制を施行し、率ゐては上海全體に對する單一權力を實現せんが爲め所謂大上海市 (The Chinese Municipality of Greater Shanghai) を設置し、公共、佛國兩租界に對する將來の回收を意圖して之を特別區域 (Special Areas) と稱するに至つたもので、大上海管轄地の一部として接續諸縣と共に越界道路に對する行政權を主張し、工部局警察權を驅逐せん爲め支那側公安局警察官を越界道路上に派遣駐在せしめて強制接收の態度に出たのである。

斯くて歐洲大戰後特に顯著となつた支那側利權回收熱の勃興が、五卅事件を楔機として租界擴張の強壓に成功し、大上海市政府の創設により租界接壤附近の市制實施に伴ひ越界道路に對する行政權の回收を主張し、特に一九二九年上海特別市政府及國民政府外交部交渉の協力により工部局に對し正式に越界道路回收の交渉を開始してより益々同問題の紛糾を來たし、支那側及工部局兩警察間の抗爭激化して一般住民の困惑損害も少なからざるより、之が問題の解決は一般の久しく待望する所となり、然かも工部局に於ては據るべき條約上の根據なきが爲め常に受身的の態度に出で、自然越界道路問題は稍もすれば寧ろ支那側に有利に展開せんとし、一九三二年五月上海停戰協定の成立後、交渉復活の後に於ても越界道路區域の租界擴張編入案、放棄案、分割制案、共同管理制度案、新機構組織案等種々の解決案が論議され、一時は支那側市政府秘書長と工部局との間に大綱草案が作成され、越界道路還附の原則の下に外支人を以てする特別警察機關の設立案が唱へられたが、種々の支障ありて交渉の進展

を見ずして今次の日支事變に遭つたのである。蓋し越界道路問題の解決に當り特に注意を要するは、本問題に對する支那側の利害は、現實的と稱するよりも寧ろ潜在的のものと稱し得るに對し、工部局側の利害は極めて現實的のものであつて、從來工部局が越界道路區域に於て土地、建物其他工作物に對し投資せる金額は、買入れ後に於ける地價の騰貴及建築費の増加等を考慮に入れずして一億兩以上に上り、更に越界道路區域内の居住者及其所有財産は、少なからざる租界の自治政治及法律的支配の利益を享けて其安全に均霑し、人權及財産權の尊重を保障されて居るのであつて、萬一越界道路區域が全く支那側に回收せらるゝが如き事態が発生せば居住者にとり容易ならざる現實的利害の關係を生ずる。殊には公共租界が商工業の中心として其重要性を保有し、租界人口も引續き増加するものとせば、租界團體は佳良なる道路により達し得る隣接地域に於て膨脹する爲めの餘地を必要とするが故に、越界道路區域の公共租界に對する關係は、將來益々密接重要なものとなるは明かである。猶ほ今一つの注意すべきことは、越界道路區域が關係各國人の經濟的利害關係の外、更に關係各國獨自の立場より政治的其他より頗る複雑なる關係にあることであつて、之を地域的に見る時は、西部區域は一般に英人勢力地帯に屬し、又北部地域は特に日本人勢力地帯に屬して、事變前には在留邦人の約三分の一が此の方面に居住し、在留邦人にとり頗る重要な地域であるが故に、之が問題の解決如何は在留邦人の發展盛衰に重大なる關係があつた。將來事變後の邦人發展計畫に對しても此の邊の考慮を拂ふことが緊要である。

□ 佛國租界 (La Concession Française en Changhaï)

佛國租界が一八四九年に創設されてから約九十年を経て居り、面積一萬五千百五十畝、即ち二千五百二十五噐、

三・九四方哩を有し、人口も約五十萬人を算する。而して該租界が英米との共同政治から脫退して佛工部局を設けたのは一八六一年であるが、市政機關が正式に成立して公董局の設けられたのは一八六二年である。蓋し一八五四年の公共租界の土地章程に於ても、該新章程は佛國租界にも適用せらるゝ様になつて居たが、其實決して適用されたことはなく、一八六二年市政制度が佛國租界に設立された後も、佛國領事は極力反對し、結局外交的交渉に依り一八五四年の公共租界新章程は佛國租界を含まざることとなり、佛國領事の公布せる章程が佛國租界内居住の他國臣民をも拘束するものとして承認された。

而して公董局工部局の董事會は、最初佛國領事の任命する所であつたが、其後一八六六年及一八六八年に組織法が出来て選舉制に改め、更に一九二七年新組織法を公布し、之により董事會の選舉が中斷され、總領事に於て任命した臨時委員會が組織せられて今日に至つて居る。即ち現行規程に據るに佛國租界の市政機關は、職權上佛工部局議長たる佛國總領事及少なくとも十四名以上の工部局議員より構成され、此等工部局議員の選舉方法は佛國人工部局議員四名（佛人の選舉人により選舉さる）外人工部局議員四名（外人選舉人により選舉さる、但し其内少なくとも三名は各自相異なる國籍に屬するを要し、且つ治外法權を放棄せる國の臣民は議員の選舉に與かるを得ず又被選舉人たるを得ず）佛國總領事の指名せる者六名（佛國人及支那人各三名）の外、更に佛國總領事は佛國駐支公使の認可を得て一名若くは一名以上の支那人工部局議員或は一名若くは一名以上の外人工部局議員を追加指名する權を有して居るが、此の追加指名權行使の場合には、佛人工部局議員同數を追加指名し得る。即ち工部局議員の半數は佛國人たるを要するのである。斯くて佛國租界工部局の構成は、公共租界工部局の組織と相似たるも、其權力機能に至りては全く異

なるものありて、租界の行政的實權は之を總領事に於て保留するもので、公共租界に於けるが如くに一般的統制權を行ふ執行機關ではなく、或重要事項を全然其權限外に置いた單純なる諮問機關である。即ち佛國租界工部局の決定は如何なる事項と雖も、總領事の命令なき限り効力なく、若し工部局の決定が租界の公共的秩序と行政に影響を及ぼす性質のものなる時は、總領事は駐支佛國公使の確證を経て斯かる決定を有効ならしむることを拒絶するを得。且つ租界に於ける公共的秩序及安全の維持に關する所有事項に對し單獨的責任を有するもので、警察が全然其命令下に置かれ、又佛國臣民たることを要する租界官吏の任免權をも有して居る外、租界工部局の會議を停止若くは解散する權力をも持つて居る。又佛國租界工部局の會議は公開的なることが規定されては居るが、其實凡て秘密に行はれ、僅かに其議事報告が週刊公報及毎年の報告に發表せらるゝのみである。

猶ほ佛國租界公董局董事會の組織は之を省略するが、租界豫算の主要財源は、各種捐稅及照會費(ライセンス)其他租界財産の收入を以て賄はれ、一九三五年の收入豫算は經常收入約九百八十萬元、臨時歲入三百五十萬元、合計一千三百三十萬元に上るも、管轄地域の廣大なる割合には在住民少なく、然かも經常臨時歲出多額に上り、毎年赤字公債の發行により補填して居る。

ハ 支 那 側 區 域

前述せる公共租界及佛國租界を圍繞し、國民政府行政院に直屬し、國民政府により任命せらるゝ市長及同市長の推薦により任命せらるゝ若干の部局長を以て組織せらるゝ支那側市政府の支配を受ける區域であつて、人口數に於ても二租界の人口を合せる數よりも多く、約二百萬人以上を算し、面積一百十八萬七千七百四十七畝、即ち

三百二十平方哩(黃浦江水面を含む)の廣大なる地域を占めて居るが、其過半は農村的性質を帯びて居る。即ち三箇の大村落があつて、其二つは黃浦江左岸に位し、黃浦江と揚子江との合流點に近き吳淞と公共租界より約二十哩上流の閘行とであり、今一つは閘北を距る西北約三哩の眞茹であつて、此等は多數の小村落及地方的な小商業中心地から成つて居る。而して居住の支那農民は彼等の生産物に對する大市場に近接することにより大なる利益を得、且又彼等農民中の一部は租界内外の工場に於て職を得て居るが、然し之れ以外には彼等の附近に發達した大都市大工業の影響を受けること少く、殆んど舊來の慣習及生活方法に依存して居る。而して支那側區域中主要なる都市區域は舊城内、南頭(南市)及閘北の三つがあつて、現時尙ほ舊式支那都市の特質を持つては居るが、租界の影響を受けること著しく、人口稠密し、商業も活況を呈して居た。即ち舊城内(The Old Chinese City)は佛國租界に南接して黃浦江左岸に位し、南頭(Nantao)は城内の南に當りて同じく黃浦江左岸に位置し、内地商業に對する股賑なる水運中心を成し、又閘北(The Chapei Area)は蘇州河に沿ひ公共租界の北に當れる地域で近代工業の若干を有して居ること等は、今次の事變によりても人々の熟知した所である。

而して支那側上海市の行政に關しては、之が沿革を述ぶるの煩を省略するが、特別市政府の成立は一九二七年國民革命軍の江浙地方を奠定したに伴ひて起り、南市、閘北、吳淞の市政を特別市政府に移交せるのみならず、更に其管轄區域を擴大して、曩に淞滬商埠督辦公署(一九二六年孫傳芳により組織さる)の管轄區域となつて居た寶山縣所屬の吳淞、江灣、殷行、眞茹、彭浦、高橋等の一市五鄉の外、更に寶山縣に屬した大場、楊行の二鄉、松江、青浦兩縣七寶鄉の一部、松江縣莘莊鄉の一部、南匯縣周浦鄉の一部を加へて特別市の管轄區内に編入し、其區

域五縣に跨り市郷合計三十に達し、其境域北は海に瀕して寶山と境し、西は嘉定、青浦、松江に界し、南は奉賢、東は南匯、川沙に界する東西約七十華里、南北約百餘華里の廣大なる地域を占むるに至つた。蓋し大上海市の建設は孫文の大上海建設計畫に基いたものではあるが、斯の如き市政運動を起すに至つた原因の一は此等の區域、就中南市、閘北、吳淞を中心とする區域に於ける支那側道路の築造及警察行政を及ぼすことにより、公共租界の擴張さるゝを阻碍せんとするが爲めであつて、一九二六年當時江蘇省に勢力を張つて居た孫傳芳が淞滬商埠督辦公署を組織した當時、彼が上海にて演說せし所に據るに、督辦公署の管轄區域は吳淞より龍華及浦東より記念塔路(Monument Road)外までの地域全部が編入せられて公共租界及佛國租界は恰かも島地の如くに包圍されるのであつて、此等租界外の地域に於ける市政の改善により模範市たらしめ、以て租界回收要求の基礎たらしむ云々と論じて居る。猶ほ上海特別市に編入せられた市郷合計三十、面積三百二十方哩は其悉くが直ちに市に接收せられて其行政下に移管せられた譯けではなく、不取敢上海、寶山兩縣下にあつた滬南區(上海市)、閘北區、滬南區、洋涇區、引翔鄉、法華鄉、漕涇鄉、殷行鄉、吳淞鄉、江灣鄉、彭浦鄉、眞茹鄉、高橋鄉、高行鄉、陸行鄉、塘橋鄉、楊思鄉の十七市郷面積約六十五萬畝即ち全面積の約六割を先行接收區域とし、其他は此等接收區域の整頓を俟ちて漸次接收する暫緩接收區域としたのである。爾來上海市政府は事變前著々建設計畫を進め市政府其他附屬施設機關の建設、道路の築造を爲すと共に、滬北を以て商業區とし、浦東を工業區に、滬西を居住區に、滬南を農業區として計畫の達成を圖り、上海をして全國市政の模範たらしむるのみならず、進んでは世界貿易の重鎮たらしめんと畫策し、黃浦江下流の虬江碼頭の如きも一九三五年以來三期に分ちて約七百萬元の豫算を計上して建設

に着手し、四百萬元以上を費して本年六月第一期建設を終つたのであつたが、今次の事變に際し却つて皇軍の利用に委するに至つたのである。

猶ほ支那側上海市の財政は、市政府成立の一九二七年に於て歳入三百七十四萬四千元、歳出三百五十八萬七千元に過ぎなかつたが、其後市税の整理増徴及新税の増設により歳入著しく増加し、一九三五年度(一九三五年七月一日より一九三六年六月三十日に至る)に於ては經常歳入九百九十六萬四千九十一元、臨時收入二百四十九萬六千二百五十六元、合計一千二百四十六萬三千四百七十七元に達し、地租、家屋税、車捐、地方財産收入、地方行政收入及船捐等を主要財源として來たが、然かも各種の復興建設に巨額の費用を要し、年々赤字たるを免れず、常に公債の發行により補填して來たのであつて、市政府成立後より一九三四年迄に一千二百五十萬元の市政公債を發行して居るが、其内六百萬元は第一次上海事變後に於ける閘北、江灣、吳淞、眞茹一帶の復興其他の市政建設の爲めで一九三二年に發行され、三百五十萬元は閘北道路橋梁の改善、公共體育場、博物館、圖書館等の建設費に充つる爲めで一九三四年に發行された。而して一九三六年度の豫算は、經常臨時歳入合計一千二百六十八萬三千九百二十八元である。

四 結 言

以上を以て吾人は上海繁榮の特殊性及重要性並に大上海を構成する公共租界、佛國租界、支那側區域の行政を述べると共に、越界道路區域の問題にまで論及し、今次の日支事變發生前までの上海事情の外廓だけは略ぼ之を概

東京市政調査會刊行物目錄

1

		定 價	送 料
		円	円
市 政 一 般			
日本都市年鑑昭和六年版		5.00	.22
最新日本都市年鑑昭和八年用		5.00	.22
日本都市年鑑昭和九年用		3.00	.22
日本都市年鑑昭和十年用		5.00	.22
日本都市年鑑昭和十一年用		4.00	.22
日本都市年鑑昭和十二年用		4.50	.22
日本都市年鑑昭和十三年用		4.80	.22
市 制 の 大 要	市政の基礎知識通書 第七輯 池田 宏	.25	.03
帝都の制度に關する調査資料	市政調査資料特別號	5.00	.22
東京都制に關する諸案	市政調査資料第十五號	.60	.06
東 京 都 制 論	池 田 宏	.50	.09
東 京 都 制 案 要 綱		絶 版	
東京都制案要綱審議經過要録		"	
帝都ノ制度ニ關スル意見		非 賣	.03
東京都制案反對の重點		"	.03
東京都制問題に對する 東京府市区町村側等の意見		絶 版	
東 京 都 制 問 題	市政の基礎知識通書 第五輯 池田 宏	.10	.03
東京都制問題小史觀	都市問題パンフレット 模 近 藤 隆	No. 26 .20	.03
大 都 市 制 度 論	同池田 宏・次田大三郎	No. 12 絶 版	
都 市 制 度 論	同 田 宏	No. 27 .20	.03
大都市問題と市町村の統合	同池田 宏	No. 15 絶 版	
東京市町内會に關する調査	昭和 二 年	2.20	.14
町 會 制 度 の 整 備	都市問題パンフレット 昇 谷 川	No. 32 近 刊	

説した。而して今次の日支事變は第一次上海事變の比ではなく、徹底的に抗日支那を膺懲することにより靖亞の大偉業を建設するにある。自然戦争の激烈なるに隨ひ日支双方の犠牲も甚大であつて、特に支那側の損害は其甚大なること殆んど吾人の想定を許さざるものがあつて間接損害をも合すれば實に百億にも達すべしと謂はれ、同時に之が復興には二十年或は三十年の長年月を要すべしと傳へられて居るが、然かも上海今日までの繁榮の基礎が、永久性を有する地理的位置の優秀なるに原因し、更に上海繁榮の中心が租界に在りて租界政治の特別資格が其繁榮を助成した點より考ふる時は、戦争による破壊が如何に激甚であつたと云へ、支那に於ける商業、工業及文化の中心としての上海の重要性殊に國際都市としての特殊性は決して失はるべきものではなく、戦後租界政治の強化、停戦協定區域の擴張、或は上海自由市の設定等新たなる建設計畫の下に、上海の恒久的平和が維持せらるゝ様になつた曉には、上海の復興も案外早く實現せらるべく、随つて又上海將來に於ける一層の繁榮も亦期待さるべしと考へらるゝのである。而して以上吾人の論述は僅かに今次の日支事變前に於ける事情の一端を紹介せるに過ぎざるも、溫古知新は古來先哲の教ふる所である。多少共讀者諸彦にとり何等かの御参考ともならば望外の幸である。(完)



東京市政調査會刊行物目錄

3

		定 價	送 料
Memorandum Relative to the Reconstruction of Tokyo	Charles A. Beard	非 賣	円 .03
都市行政の大恩人としての故後藤伯を憶ふ	都市問題パンフレット No. 10 池田 宏	.10	.03
都市災害防備策	同 池田 宏 No. 26	.30	.03
帝都の復興と教育者の希望	第一回市民賞論文集	非 賣	.06
我等の東京	第二回市民賞論文集	1.00	.09
小市民は東京市に何を希望してゐるか	第二回論文の調査	1.50	.10
市民賞論文集大正十五年	第三回市民賞論文集	1.50	.10
婦人の見た東京市政	第四回市民賞論文集	1.20	.10
大東京に課せられたる諸問題と其の解決方策	第八回市民賞論文集	.50	.09
東京市廳舎建築敷地に關する意見		非 賣	.03
東京市廳舎建設敷地問題經過		絶 版	
市吏員の銓衡方法と試験問題 増補版	都市問題パンフレット No. 20	.50	.06
大阪市の事務改善運動	同 大塚辰治 No. 31	.20	.30
上海市の沿革とその特殊性	同 馬場鐵太郎 No. 32		
各市主要職員録	昭和八年	.10	.03
邦文雜誌記事索引	昭和二年	2.00	.10
都 市 計 畫			
本都都市計畫事業と其財政		4.50	.22
都 市 計 畫	市政の基礎知識叢書 第三輯 市庁 家七郎	.25	.03
都市計畫の將來と地方計畫	都市問題パンフレット No. 24 池田 宏	.20	.03
帝都復興秘録		2.00	.14
帝都復興事業概観	復興局 編	絶 版	
街路照明 (増訂版)		3.00	.14

東京市政調査會刊行物目錄

2

		定 價	送 料
英國自治制度の特質	市政調査資料 第十四號	円 .40	円 .06
英國自治制度の歴史的考察	同 第十九號	1.50	.09
英國現行の市制と市政	同 第二十號	1.30	.09
米國に於ける市政調査	同 第十三號	.30	.06
市政に於ける委員會制及支配人制	同 第十六號	1.00	.09
自治制發布記念日設定論	都市問題パンフレット No. 14 池田 宏	.20	.03
地方自治の沿革	市政の基礎知識叢書 第二輯 龜井川 浩	.20	.03
都市問題概説	同 家七郎 第一輯	.15	.03
東京市政當面の諸問題	昭和四年	絶 版	
東京市政現下の諸問題 (昭和八年)	都市問題パンフレット No. 19	.10	.03
東京市政の現状 (昭和十二年)	同 No. 29	.10	.03
普選に依る最初の市會議員選舉		.80	.09
東京市會總選舉に關する各方面の意見	昭和八年	.20	.09
選舉を過ぬために	昭和八年	.15	.06
東京市會制度改善に關する参考資料		絶 版	
新東京市會への期待	昭和十二年	非 賣	.03
市會に關する制度改善諸案	都市問題パンフレット No. 8	絶 版	
市會に關する制度改善諸案		非 賣	.03
市會特別委員會ノ議事公開ニ關スル建議		"	.03
ビアー博士講演集		1.00	.10
ビアー博士・東京復興に關する意見	市政調査資料 第五號	.30	.03
ビアー博士・東京市政論		品 切	
ビアー博士・東京復興に關する意見概要		非 賣	.03
The Administration and Politics of Tokyo	Charles A. Beard	絶 版	

東京市政調査會刊行物目録

5

			定 價	送 料
本邦電氣供給事業ニ關スル調査	同	第四冊	3.50	.22
本邦軌道事業ニ關スル調査	同	第五冊	3.50	.22
本邦自動車運輸事業ニ關スル調査	同	第六冊	3.00	.22
本邦地方鐵道事業ニ關スル調査	同	第七冊	1.20	.14
本邦運河事業ニ關スル調査	同	第八冊	.50	.06
公益企業ニ關スル諸家ノ意見	同	附 録	1.50	.14
本會調査 公益企業法案に對する世論一班			非 賣	.03
Questionnaire Relating to Public Utility Services	The Tokyo Institute for Municipal Research		//	餘部なし
公 益 企 業 法 案			1.50	.14
電氣事業報償契約	市政調査資料第十七號		.60	.06
瓦斯事業報償契約	同 第十八號		.50	.06
瓦斯問題ニ關スル意見			絶 版	
大東京瓦斯供給ニ關スル意見			//	
我國水力電氣の利用限度に就て			//	
電力大都市集中と超電力聯系並周波數統一に就て			非 賣	.03
東京市中央卸賣市場位置選定に關する意見			//	.03
農村協同組合と大都市中央卸賣市場			絶 版	
市營事業の本質	都市問題パンフレット No. 5		//	
下水道事業の經濟	同 同 同 No. 7		.10	.03
瓦斯事業買収市營論	同 同 同 No. 11		.10	.03
公益企業の概念と其諸問題	同 同 同 No. 13		.10	.03
生鮮食品卸賣市場の統制	同 同 同 No. 18		絶 版	
報償契約に就て	同 同 同 No. 21		.10	.03
本邦無軌條電車の實績	同 同 同 No. 22		.20	.03

東京市政調査會刊行物目録

4

			定 價	送 料
街路照明ニ關スル建議			非 賣	.03
ドイツ都市に於ける土地區劃整理			絶 版	
ドイツに於ける土地區劃整理の實例			.40	.03
帝都土地區劃整理に就て	第 一 冊	非 賣	.03	
帝都土地區劃整理に就て	第 二 冊	絶 版		
現代都市計畫	市政調査資料第三號		.30	.03
米國クリーヴランド市土地評價法	同 第四號		絶 版	
イギリスの都市計畫法	同 第六號		.30	.03
地 域 制	同 第七號		絶 版	
地 帶 收 用	同 第九號		.60	.06
イギリスの田園都市	同 第十號		.60	.09
街 路 樹	都 市 講 話 第一冊		.40	.06
岸博士・東京の工學的地質研究			非 賣	.03
名古屋市の町名番地	都市問題パンフレット No. 4		絶 版	
函館市の復興計畫に就て	富 田 建 造		.10	.03
公 益 事 業				
公益企業ニ關スル調査經過報告	公益企業ニ關スル調査報告 第一冊		非 賣	餘部なし
公益企業法案附屬命令案	同 第二冊		//	//
公益企業法案理由書	同 第三冊		//	//
現行主要公益企業法規要項比較	同 第四冊其一		.30	.03
公益企業法規類集(改訂加除版)	同 第四冊其二		7.70	.22
本邦水道事業ニ關スル調査	公益企業ニ關スル調査報告 第二冊		2.00	.14
本邦瓦斯事業ニ關スル調査	同 第三冊		1.50	.14

東京市政調査會刊行物目録

7

		定 價	送 料
英 國 の 住 宅 政 策	市 政 調 査 資 料 第 十 二 號	円 .60	円 .09
都 市 に 於 け る 妊 産 婦 保 護 事 業	昭 和 三 年	2.20	.14
公 設 質 舗	都 市 庶 民 金 融 に 關 する 調 査 第 四 冊	絶 版	
公 益 質 舗 = 關 ス ル 參 考 法 律 案		非 賣	.03
都 市 の 人 口	市 政 の 基 礎 知 識 講 義 第 六 冊 緒 論 關 二	近 刊	
財 政 及 經 濟			
都 市 金 融 の 概 況	都 市 庶 民 金 融 に 關 する 調 査 第 一 冊	1.00	.09
市 設 貯 蓄 銀 行	同 第 二 冊	絶 版	
市 街 地 信 用 組 合	同 第 三 冊	//	
公 設 質 舗	同 第 四 冊	//	
都 市 庶 民 金 融 = 關 ス ル 意 見		//	
東 京 市 財 政 統 計 諸 表	大 正 十 五 年 度	1.50	.12
東 京 市 豫 算 案 管 見	昭 和 二 年 度	.50	.06
東 京 市 區 財 政 に 關 する 調 査	昭 和 三 年	3.50	.14
土 地 増 價 税 と 土 地 未 改 良 價 額 税 の 研 究		絶 版	
都 市 財 政 に 於 け る 特 別 賦 課 問 題	市 政 調 査 資 料 第 一 號	.40	.06
小 額 信 用 制 度 の 研 究	同 第 二 號	.30	.03
受 益 者 負 擔 制 總 覽	同 第 二 十 一 號	1.00	.09
市 豫 算 決 算 等 ノ 積 極 的 公 表 = 關 ス ル 建 議		非 賣	.03
都 市 財 政 の 根 本 的 改 善	都 市 問 題 パ ン フ レ ッ ト 小 林 丑 三 郎 No. 1	.10	.03
昭 和 三 年 度 東 京 市 豫 算 案 を 評 す	同 錦 木 武 雄 No. 2	絶 版	
「地 方 信 用 金 庫」創 設 論	同 錦 木 武 雄 No. 3	.20	.03
ウ ィ ー ン 市 財 政 事 情	大 正 十 三 年	.50	.06
都 市 の 財 政	市 政 の 基 礎 知 識 講 義 第 四 冊 岡 野 文 之 助	.20	.03

東京市政調査會刊行物目録

6

		定 價	送 料
上 水 道 の 法 律 統 制	同 池 田 安 No. 23	円 .20	円 .03
教 育			
自 治 及 修 身 教 育 批 判		1.00	.10
都 市 教 育 の 研 究		5.50	.22
都 市 教 育 改 善 = 關 ス ル 意 見	文 部 六 臣 = 提 出 ノ 分	非 賣	.03
都 市 教 育 改 善 = 關 ス ル 意 見	六 大 市 長 = 提 出 ノ 分	絶 版	
公 民 教 育 研 究 (上 卷)		2.80	.14
東 京 市 の 實 業 補 習 教 育		2.00	.14
實 業 補 習 教 育 改 善 = 關 ス ル 意 見		非 賣	.03
米 國 の 都 市 教 育 組 織	市 政 調 査 資 料 第 八 號	.80	.06
大 阪 市 の 學 區 學 止 と 其 れ に 伴 ふ 施 設 計 畫	都 市 問 題 パ ン フ レ ッ ト 川 本 宇 之 介 No. 3	.20	.03
帝 都 の 復 興 と 教 育 者 の 希 望	第 一 回 市 民 實 論 文 集	非 賣	.06
衛 生			
都 市 の 保 健 行 政 組 織		.30	.03
イ ギ リ ス の 保 健 行 政 組 織		絶 版	
都 市 の 結 核 問 題	市 政 調 査 資 料 第 十 一 號	.30	.03
都 市 の 結 核 豫 防 に 就 て	都 市 問 題 パ ン フ レ ッ ト 宮 島 幹 之 助 No. 28	.20	.03
都 市 の 塵 芥 處 分 問 題	同 藤 原 九 十 郎 No. 6	絶 版	
都 市 の 尿 尿 處 分 問 題	同 藤 原 九 十 郎 No. 9	//	
都 市 の 塵 芥 處 理 方 策	同 藤 原 九 十 郎 No. 16	.20	.03
都 市 の 空 中 淨 化 問 題	同 藤 原 九 十 郎 No. 17	.20	.03
社 會 問 題			
東 京 市 社 會 事 業 批 判	第 五 回 市 民 實 論 文 集	1.50	.14

「都市問題」合本目録

9

東京市政調査會刊行物目録

8

	頁	數	定 價	送 料
			円	円
「都市問題」合本				
第一卷 (自大正十四年五月號至十二月號)	1212	4.00	.22	
第二卷 (自大正十五年一月號至 六 月號)	1038	3.00	.22	
第三卷 (自大正十五年七月號至十二月號)	1261	3.00	.22	
第四卷 (自昭和 二 年一月號至 六 月號)	1371	3.00	.22	
第五卷 (自昭和 二 年七月號至十二月號)	1235	3.00	.22	
第六卷 (自昭和 三 年一月號至 六 月號)	1318	3.00	.22	
第七卷 (自昭和 三 年七月號至十二月號)	1382	3.00	.22	
第八卷 (自昭和 四 年一月號至 六 月號)	1390	3.00	.22	
第九卷 (自昭和 四 年七月號至十二月號)		絶 版		
第十卷 (自昭和 五 年一月號至 六 月號)		"		
第十一卷 (自昭和五年七月號至十二月號)	1024	3.00	.22	
第十二卷 (自昭和六年一月號至 六 月號)	980	3.00	.22	
第十三卷 (自昭和六年七月號至十二月號)	1284	3.00	.22	
第十四卷 (自昭和七年一月號至 六 月號)	1940	5.00	.30	
第十五卷 (自昭和七年七月號至十二月號)	1458	3.00	.22	
第十六卷 (自昭和八年一月號至 六 月號)	1336	3.00	.22	
第十七卷 (自昭和八年七月號至十二月號)	1158	3.00	.22	
第十八卷 (自昭和九年一月號至 六 月號)	1184	3.00	.22	
第十九卷 (自昭和九年七月號至十二月號)	1335	3.00	.22	
第二十卷 (自昭和十年一月號至 六 月號)	1040	3.00	.22	
第廿一卷 (自昭和十年七月號至十二月號)	1570	4.00	.22	
第廿二卷 (自昭和十一年一月號至六月號)	1460	3.50	.22	
第廿三卷 (自昭和十一年七月號至十二月號)	1850	5.00	.30	
第廿四卷 (自昭和十二年一月號至六月號)	1144	3.00	.22	
第廿五卷 (自昭和十二年七月號至十二月號)	1102	3.00	.22	
月 刊 雜 誌				
都 市 問 題	每 月 一 日 發 行	.50	.02	
		(一年 5.50)		
		(半年 3.00)		

		定 價	送 料
		円	円
其 他			
東京市政調査會寄附に關する安田勤儉翁の眞意		非 賣	.06
東京市政調査會發會式概要		"	.09
東京市政調査會—その組織と事業		絶 版	
紐育市々政調査會ノ大要		非 賣	.03
東京市政調査會館競技設計圖集		3.00	.10
大 建 築 物 煖 房 資 料	大 正 十 五 年	5.00	.14
常用度量衡單位比較表		.003	實 費
市 政 カ ー ド			
東 京 市 の 豫 算	第 一 號 昭 和 三 年	非 賣	.03
市の電氣經濟はどうかつてゐるか	第 二 號 同	絶 版	
市政の淨化は市民の責任	第 三 號 同	"	
帝 都 の 復 興 事 業	第 四 號 同	非 賣	.03
市會解散に際し市民諸君に望む	第 五 號 同	"	.03
かくの如き市會議員を選べ	第 六 號 昭 和 四 年	絶 版	
瓦斯の値下と増資問題	第 七 號 同	非 賣	.03
帝都の復興と市民の覺悟	第 八 號 同	絶 版	
東京市政調査會とその事業	第 九 號 同	非 賣	.03
區會議員選舉に際し市民諸君に警告す	第 十 號 同	"	.03
市電の難局打開の爲に	第 十 一 號 昭 和 六 年	"	.03
大 東 京 市 政 の 一 瞥	第 十 二 號 昭 和 八 年	"	.03
我等の目標選舉肅正	第 十 三 號 同	"	.03
區會議員選舉の目標	第 十 四 號 同	"	.03
東京市政の重要問題	第 十 五 號 昭 和 十 二 年	"	.03
國民精神總動員下の區會議員選舉	第 十 六 號 同	"	.03

「都市問題」特輯號目錄

10

	發 行 年 月	定 價	送 料
市 會 議 員 選 舉 特 輯	昭和 4. 2 ^{年 月號}	1.80 ^円	.035 ^円
後 藤 伯 爵 追 悼 號	4. 6	.80	.035
復 興 展 記 念 號	5. 1	1.00	.035
都 市 問 題 會 議 記 念 特 輯	5.10	.80	.025
地 方 行 政 及 財 政 整 理 問 題 特 輯	6. 8	.80	.025
地 方 財 源 特 輯	6.10	.80	.03
公 益 企 業 特 輯	7. 1	2.50	.055
東京市政調査會 創立1周年紀念	7. 3	1.50	.06
大 東 京 記 念 特 輯	7.10	1.00	.055
都 制 問 題 特 輯	7.11	.60	.025
市 會 選 舉 對 策 號	8. 2	.70	.035
選 舉 肅 正 號	8. 3	.70	.035
中央市場卸賣人單複制主輯	8.12	絶 版	
增 新 稅 問 題 批 判 號	9. 3	.60	.025
第四回全國都市問題會議紀念特輯	9.10	1.00	.04
災 害 防 備・自 治 濟 美 特 輯	9.11	.60	.03
地 方 財 政 改 善 策 特 輯	10. 8	1.60	.065
地 方 制 度 改 革 特 輯	11. 5	1.30	.055
都 市 保 健 問 題 特 輯	11. 8	1.00	.045
第五回全國都市問題會議紀念號	11.10	.50	.025
都 制 案 批 判 主 輯	11.11	.50	.03
地 方 財 稅 制 改 革 案 特 輯	臨時増刊11.11	1.00	.05

發行所

財團法人

東京市政調査會

東京市日比谷公園市政會館
振替口座東京七一六〇九番

編輯兼
發行者

財團法人

東京市政調査會

東京市京橋區築地四丁目四番地

印刷者

鈴木 茂

昭和十三年一月十九日印刷
昭和十三年一月二十二日發行

「上海市の沿革とその特殊性」
定價 金 二十錢

刷印社會式株刷印間三屋中

OAZ

320